

資料 3

総務省統計局及び経済産業省

説明資料

(第 32 回部会の宿題)

本調査前に実施する企業構造の事前把握について

a 事前把握の実施状況、把握する内容、今後の実施予定（継続的に実施するのか否か）はどのようにしているのか。

【回答】

- 1 21年基礎調査の答申においても触れられているとおり、本社一括調査の実施は、報告者負担の観点からも企業全般における調査票の記入負担の軽減につながると考えられ、さらには、調査員事務の簡素化につながることから、今回の基礎調査においても、「本社一括調査」と単独事業所（新設を含む）を対象に調査員により事業所を把握する「調査員調査」の2つの調査手法により実施することとしている。
- 2 この2つの調査手法を効果的に実施するためには、企業に対して支所の定義等について認識の共有を図り、円滑な本調査実施のための確度の高いかつ最新の調査区内事業所名簿に関する情報を得ることが必要である。
なお、事業所母集団データベースの整備事業において現在活用している行政記録情報のみでは、法人企業の支所の改廃や法人企業の廃業等において網羅的に把握することに不足があると考えられる。
- 3 このため、今回の基礎調査において本社一括調査により把握する企業（本社）に対し、同企業の傘下支所事業所に関する情報を事前に確認する「企業構造の事前把握」の実施は、基礎調査においては欠かせないものと考えている。
- 4 26年基礎調査の試験調査（24年9月1日現在）では、国内に支所を保有する企業のうち、傘下支所数100未満の企業から抽出した約1,000企業を対象に実施し、企業構造の改廃状況等を確認した（回収企業数は、865企業（約1,000企業に占める割合：86.2%）。
このうち、活動調査において本社一括調査により把握する企業（本社）に対し、同企業の傘下支所事業所に関する情報を事前に確認した「直轄調査事業所等確認」（今回の基礎調査における「企業構造の事前把握」と同様業務）（23年6月時点）の結果と比較して、傘下の支所が休業、廃業、新設等となっていた企業は、延べ385企業（865企業に占める割合：44.5%）となっていた。このうち廃業のあった傘下支所を有する企業は、210企業（865企業に占める割合：24.3%）、新設の傘下支所を有する企業は、163企業（865企業に占める割合：18.8%）となっていた。
なお、傘下支所を多く有する企業（傘下支所数50か所以上100か所未満を有する企業）のほぼ全てにおいて改廃が発生していた。
- 5 今回の「企業構造の事前把握」（25年9月実施予定）において把握又は確認する内容は、企業に関する内容及び支所事業所に関する内容（変更情報）である。
[企業に関する内容]

企業の名称及び所在地、企業における事業の内容、企業の分割・合併に関する情報等

[支所事業所に関する内容（変更情報）]

支所事業所の名称、所在地及び改廃、新設の支所事業所の名称、所在地 等

- 6 今般の基礎調査の実施に当たっては、事業所・企業の名簿の劣化や調査員調査の対象となる事業所と本社一括調査の対象となる事業所との入り繰りにより生じる実査の段階の混乱を防ぐなどの理由により、地方公共団体からも企業構造の事前把握の実施による最新の名簿情報を整備することについての要望が出ているところである。

b 事前把握で把握された情報は、本調査において、どのように反映されているのか。

【回答】

- 1 「企業構造の事前把握」において確認される企業に関する情報については、本調査において使用する調査区内事業所名簿に反映する。

- 2 さらに、本調査の際の企業（本社）に対する調査票には、「企業構造の事前把握」により把握された
 - ・ 移転等による既存の支所情報の変更
 - ・ 廃業となった支所の除外
 - ・ 新設された支所情報の追加など、当該企業（本社）の最新の支所情報をプレプリントすることとしている。

- 3 なお、これにより、企業構造の事前把握において把握された最新の企業情報により、本社一括調査と調査員調査の対象の振り分けが整理されることとなり、調査員の調査票の配布対象範囲が「単独事業所」及び「新設事業所（支所含む。）」に限定され、調査員事務の簡素化につながるなど、円滑な調査の実施を図るうえでも大きく寄与するものである。

- c 事業所母集団データベースの整備事業において、これまで情報の更新はどのように行われ、今後、どのように行う計画となっているか。
- d 事業所母集団データベースの整備事業が適切に行われていれば、事前把握は不要ではないか。

【回答】

- 1 総務省では、母集団情報の維持・更新の精度向上のため、統計法第 27 条の規定に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に沿って、行政記録情報（労働保険情報及び商業・法人登記簿情報）に基づく事業所・企業への照会業務を行っており、照会により得られた内容に基づき事業所母集団データベースへの登録を行っている。
- 2 具体的には、労働保険情報に基づく照会業務については、平成 23 年度において試験照会を実施し、平成 24 年度から本格実施を開始し、労働保険情報により把握された新設事業所に対し、主な事業の内容、従業員数、事業所の総売上高、資本金額等について、郵送により照会を平成 24 年 5 月から毎月定期的実施している。
さらに、労働保険情報を基に廃業したと思われる事業所に対し、事業の実施状況等について、電話等による確認を実施している。
- 3 加えて、商業・法人登記簿に基づく照会については、労働保険情報に基づく照会対象との重複を排除し、年 1 回の照会として実施している。
- 4 平成 28 年経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。
具体的に行政記録情報で不足がある主な情報は、以下のとおりである。
- ・法人企業の支所の改廃
 - ・法人企業の廃業
 - ・個人企業の「雇用者なし」事業所の新設・廃業
- 5 また、現在活用している行政記録情報による属性別の把握可能な範囲は、別紙表 1（行政記録情報の把握範囲）のとおりであり、新設・廃業事業所への照会が可能な事業所数は、同表 2（母集団情報全体及び行政記録による照会対象における年間の新設・廃業事業所数）となっている。
- 6 これらのことから、平成 26 年経済センサス - 基礎調査の実施に当たっては、確度の高い「調査区内事業所名簿」を必要とするため、調査実施の前年に「企業構造の事前把握」を実施し、企業の本社・支社の関係が整理された確度の高いかつ最新の「調査区内事業所名簿」を作成するものである。
- 7 今後、経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充する必要がある。

具体的には、以下の検討が必要である。

- 法人企業において、企業組織構造の変化に関する実態（企業内の事業再構築、一部機能の分社化、合併・分割等）を正確に把握することは、母集団情報の精度を維持するために不可欠であり、支所を有する企業等を対象に経常的に確認する方法の検討。
- 個人企業の「雇用者なし」事業所においては、それらの事業所の新設・廃業を把握するための新たな行政記録情報の活用に向けた検討。

<表 1> 行政記録情報の把握範囲

			新設の把握		廃業の把握	
			労働	登記	労働	登記
法人	単独事業所企業	従業者1人(雇用者なし)	×	○	×	× ※1
		従業者2人以上	○	○	○	× ※1
	複数事業所企業 本所	従業者1人(雇用者なし)	×	○	×	× ※1
		従業者2人以上	○	○	○	× ※1
	複数事業所企業 支所		△	× ※1	×	× ※1
個人	単独事業所企業	従業者1人(雇用者なし)	×	×	×	×
		従業者2人以上	○	×	○	×
	複数事業所企業 本所	従業者1人(雇用者なし)	×	×	×	×
		従業者2人以上	○	×	○	×
	複数事業所企業 支所		△	×	×	×

○：把握可能

注) 統計法 27 条に基づき実施している照会業務は、回答への「義務規定」がないため、行政記録情報より把握した事業所・企業への照会に対し、全ての事業所・企業から回答が得られていない状況である。

×：把握不可能

△：新設時 1 回のみ把握可能で、その後の変更情報は得られない（一括適用）

※1 は事実上把握不可能

※2 は一括適用の場合は把握不可能

注) 一括適用とは、2 以上の継続事業を 1 の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付をまとめて処理する制度（厚生労働省HP「労働保険関係用語集」より）

<表 2> 母集団情報全体及び行政記録による照会対象における年間の新設・廃業事業所数

(第 31 回及び第 32 回サービス統計・企業統計部会提出資料を基に作成)

	母集団情報全体 (統計調査結果※)	行政記録による 照会対象事業所数
新設	29万事業所	24万事業所
廃業	36万事業所	8万事業所

※は、平成 18 年事業所・企業統計調査結果における平成 13 年～18 年の新設事業所・廃業事業所の数を年ベースに換算したもの

e 企業構造の情報について、事前把握と本調査の2回把握することになるが、報告者負担の面から見て問題ないか。

【回答】

- 1 21年基礎調査の答申においても触れられているとおり、本社一括調査の実施は、報告者負担の観点からも企業全般における調査票の記入負担の軽減につながると考えられる、さらには、調査員事務の簡素化につながることから、今回の基礎調査においても、「本社一括調査」と単独事業所（新設を含む）を対象に調査員により事業所を把握する「調査員調査」の2つの調査手法により実施することとしている。
- 2 この2つの調査手法を効果的に実施するためには、企業に対して支所の定義等について認識の共有を図り、円滑な本調査実施のための確度の高いかつ最新の調査区内事業所名簿に関する情報を得ることが必要である。
なお、事業所母集団データベースの整備事業において現在活用している行政記録情報のみでは、法人企業の支所の改廃や法人企業の廃業等において網羅的に把握することに不足があると考えられる。
- 3 このため、今回の基礎調査において本社一括調査により把握する企業（本社）に対し、同企業の傘下支所事業所に関する情報を事前に確認する「企業構造の事前把握」の実施は、基礎調査においては欠かせないものと考えている。
- 4 さらに、本調査の際の企業（本社）に対する調査票には、「企業構造の事前把握」により把握された
 - ・ 移転等による既存の支所情報の変更
 - ・ 廃業となった支所の除外
 - ・ 新設された支所情報の追加など、当該企業（本社）の最新の支所情報をプレプリントすることとなり、企業構造の事前把握で得た情報については、その後の変更がない限り記入が不要となることから、記入者負担の軽減に寄与するものと認識している。
- 5 また、本調査の実施に当たっては、企業構造の事前把握において把握された最新の企業情報により、本社一括調査と調査員調査の対象の振り分けが整理されることとなり、調査員の調査票の配布対象範囲が「単独事業所」及び「新設事業所（支所含む）」に限定され、調査員事務の簡素化につながるなど、円滑な調査の実施を図るうえでも大きく寄与するものである。

f 企業の親会社・子会社情報の整備に向けた取組はどのようになっているか。

【回答】

- 1 基礎調査においては、親会社・子会社に関する事項を把握し、企業間における親会社と子会社の関係を名寄せ（マッチング）により特定することにより、企業グループの状況について「親会社と子会社の名寄せによる集計」として集計する。
- 2 また、親会社・子会社情報を含む企業グループの状況に関しては、集計後、データベースに記録する。

<参考1：「親会社と子会社の名寄せによる集計」について>

親会社と子会社の名寄せによる集計は、国内における企業グループの状況を把握することを目的として、会社企業のデータについて、親会社の会社情報と子会社の親会社情報とで名寄せ（マッチング）を行い、国内において親会社と子会社の関係にある会社企業を特定した上で、企業グループ数等を集計したもの。

<参考2：平成26年基礎調査における統計表の拡充>

今回の集計では、「親会社が持株会社か否か」による分類区分を設け、

- ・ 持株会社の子会社の産業別の状況
- ・ トップの親会社が純粋持株会社となっている企業グループ数を新たに把握することができるようにする。

g 企業構造の把握については、①基礎調査、②事前把握、③（事業所母集団データベースの整備事業としての）事業所・企業への照会という、3つの事業を並行して行っているが、それぞれの目的、役割分担はどのように整理されているか。また、今後、事業所母集団データベースの整備に向けた各事業の整理はいつまでに行うのか、工程表の形で整理しているか。

【回答】

- 1 平成 26 年経済センサス - 基礎調査は、同一時点において、すべての産業分野における事業所及び企業を網羅的に調査し、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿（母集団情報）を得ることを目的に、5年周期で実施する調査（活動調査）の間に経済センサスの枠組みの中で、実施するもの。
- 2 事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、統計法 27 条に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）に沿って、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に、行政記録情報を情報源とし、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握するため実施している。
- 3 企業構造の事前把握は、21 年基礎調査の答申においても触れられているとおり、本社一括調査の実施において、報告者負担の観点からも企業全般における調査票の記入負担の軽減につながると考えられ、さらには、調査員事務の簡素化につながることから、今回の基礎調査においても、「本社一括調査」と単独事業所（新設を含む）を対象に調査員により事業所を把握する「調査員調査」の2つの調査手法により実施することとしている。この2つの調査手法を効果的に実施するためには、企業に対して支所の定義等について認識の共有を図り、円滑な本調査実施のための確度の高いかつ最新の調査区内事業所名簿に関する情報を得ることが必要である。
また、上記2の事業所母集団データベースの整備事業において現在活用している行政記録情報のみでは、法人企業の支所の改廃や法人企業の廃業等において網羅的に把握することに不足があると考えられる。
- 4 このため、今回の基礎調査において本社一括調査により把握する企業（本社）に対し、同企業の傘下支所事業所に関する情報を事前に確認する「企業構造の事前把握」の実施は、基礎調査においては欠かせないものと考えている。
なお、企業構造の事前把握において得られた異動情報等は、事業所母集団データベースに記録し、整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を重複して実施しないよう配慮するとともに、母集団整備に有効活用する。
- 5 上記のとおり、各事業については、その目的、役割分担を整理したところである。
一方、現在の事業所母集団データベースの整備事業において活用している行政記録情報のみでは、法人企業の支所の改廃や法人企業の廃業等、網羅的な把握に不足があることや照会業務に「義務規定」がない等の課題がある。
今後については、事業所母集団データベースの整備の進捗状況を踏まえた上で、検討していく。

事業所母集団データベースに総売上高を反映させる15調査について

調査名	調査種別	調査対象	客体数※ ¹	調査実施年月※ ²	売上高把握期間※ ²
サービス産業動向調査	一般統計	事業所※ ³	4万件	平成26年1月※ ⁴	平成25年1月～12月
個人企業経済調査	基幹統計	事業所	4千件	平成26年3月※ ⁵	平成25年1月～12月
学校基本調査 (うち収入額調査対象)	基幹統計	事業所	6万件 (約3百件)	平成26年5月	平成25年4月～26年3月
農林業センサス (法人組織経営体)	基幹統計	事業所	3万件	平成27年2月	平成26年2月～27年1月
商業統計調査	基幹統計	事業所	172万件	平成26年7月	平成25年1月～12月
工業統計調査	基幹統計	事業所	25万件	平成25年12月	平成25年1月～12月
エネルギー消費統計調査	一般統計	事業所	18万件	平成26年7月	平成25年4月～26年3月※ ⁶
科学技術研究調査	基幹統計	企業	2万件	平成26年5月	平成25年4月～26年3月※ ⁷
法人企業統計調査	基幹統計	企業	4万件	平成26年6月※ ⁸	平成25年4月～26年3月※ ⁸
経済産業省企業活動基本調査	基幹統計	企業	4万件	平成26年5月	平成25年4月～26年3月※ ⁹
中小企業実態基本調査	一般統計	企業	11万件	平成26年8月	平成25年4月～26年3月※ ¹⁰
建設工事施工統計調査	基幹統計	企業	11万件	平成26年7月	平成25年4月～26年3月※ ¹¹
特定サービス産業実態調査	基幹統計	事業所・企業	5万件	平成26年7月	平成25年1月～12月
特定サービス産業動態統計調査	一般統計	事業所・企業	4千件	平成26年1月※ ⁴	平成25年1月～12月
商業動態統計調査※ ¹²	基幹統計	事業所・企業	2万件	平成26年1月※ ⁴	平成25年1月～12月

※1：客体数は「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」による

(ただし、商業統計調査については、今回諮問した変更申請による数)

※2：調査実施年月及び売上高把握期間は「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」及び各省のホームページの掲載内容を基に、同様の内容で調査が継続して実施されると仮定して想定したもの

※3：サービス産業動向調査の調査対象「事業所」は平成24年調査まで(25年調査からは「事業所・企業」が対象)

※4：月次調査について、平成26年経済センサス-基礎調査における売上高把握期間(平成25年1月～12月)の最終月(平成25年12月)分の調査票提出期限を記載

※5：個人企業統計調査は構造編(年1回)の調査実施年月

※6：決算期が平成25年4月～平成26年3月以外の場合は最も近い期の決算数値

※7：平成26年3月31日又はその直近の決算日から遡る1年間

※8：法人企業統計調査(年次別調査)は、上期調査(平成25年4月～9月に決算期が到来した法人を対象)を平成25年12月に、下期調査(平成25年10月～平成26年3月に決算期が到来した法人を対象)を平成26年6月に実施し、各調査期中の決算期末から遡って1年間の売上高を調査

※9：平成25年度の決算期数値

※10：法人企業は平成25年事業年度の決算期数値、個人事業者は平成25年分所得税青色申告決算書又は平成25年分収支内訳書により記入

※11：平成26年3月31日又は平成26年3月31日前の直近の決算期までの1年間

※12：商業統計調査の対象と同じ

○平成 25 年 4 月 23 日開催の「サービス統計、企業統計部会」における 確認事項

本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合、本社が傘下の商業に該当する事業所について記載できるのか。また調査規則上、どのようなになっているのか。

【回答】

- 1 商業統計調査は、商業を営む事業所を対象として実施してきたが、一部の事業所においては本社等一括調査による調査を実施しており、本社が商業以外の企業であっても傘下に商業事業所を有する場合には、その企業を代表する者を報告義務者として、調査票の報告を求めてきたところ。
- 2 また、全産業を対象としている経済センサス-活動調査でも、複数の事業所を有する企業に対しては、本社事業所を含む傘下事業所についての報告を企業代表者に求める方式を採っている。
- 3 平成 26 年商業統計調査は、全産業を対象としている経済センサス-基礎調査と一体的に実施する観点から、複数の事業所を有する企業に対して本社一括調査方式により実施することを予定しており、これに合わせ調査規則においても、傘下に商業事業所を有する企業の代表者が報告できるよう改正することとしている。

参考：前回調査時における商業統計調査規則の抜粋
(報告義務)

第八条 調査事業所の管理責任者（以下、「調査事業所の報告義務者」という。）は、調査票に掲げる事項について、報告しなければならない。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「本社等一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、本社等一括調査企業を代表する者（以下「本社等一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。